

第十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十二号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 青柳 一郎君

理事 雪澤千代治君 理事 床次 徳二君

理事 横路 節雄君

阿部 千一君

加藤 精三君

佐藤善一郎君

前尾繁三郎君

中野 四郎君

平岡忠次郎君

川村 継義君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席府政委員

總理府事務官(自治行政部長) 武岡 憲一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十二月十五日

委員赤路友藏君辞任につき、その補

欠として赤松勇君が議長の指名で委員

に選任された。

十二月十三日

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二二五号)

昭和二十七年年度の地方財政平衡交

付金の単位費用の特例に関する法律

案(内閣提出第二二六号)

第二類第三号

地方行政委員会議録第十二号

昭和二十七年十二月十六日

同日

地方税法の一部改正に関する請願

(船田中君紹介)(第八〇七号)

同(高瀬傳君紹介)(第八〇八号)

同(岡部周治君外一名紹介)(第八〇九号)

同(今村忠助君紹介)(第八八〇号)

同(小川半次君紹介)(第八八一号)

同(伊藤一君紹介)(第九〇〇号)

同(松永東君紹介)(第九〇一号)

同(西村英一君紹介)(第九〇二号)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第九〇三

号)

当別町自治体警察を国家地方警察に

移管の請願(薄田美朝君紹介)(第八

四八号)

自治体警察を国家地方警察に移管の

請願(網島正興君紹介)(第八九九

号)

同日

地方分権の確立並びに財源に関する

陳情書(鹿兒島市議會議長新川近義)

(第七〇七号)

地方税制の根本的改正の促進に関す

る陳情書(東京都議會議長齋藤清亮

外九名)(第七〇八号)

地方税改正に伴う施行期日の促進等

に関する陳情書(東京都議會議長齋

藤清亮外九名)(第七〇九号)

公職選挙法第六十一条第二項の改

正に関する陳情書(東京都議會議長

齋藤清亮外九名)(第七一〇号)

公明選挙推進運動に対する財政的援

助に関する陳情書(都道府県選挙管

理委員会連合会近畿支会長大久保直

次郎)(第七一一号)

最高裁判所裁判官の国民審査に関す

る陳情書(鹿兒島市議會議長新川近

義)(第七一二号)

地方公務員の給与改訂に対する財源

措置の陳情書(京都市議會議長竹内忠

治外四名)(第七一三三号)

行政事務再配分の早急実現と町村財

政の根本的促進等に関する陳情

書外一件(静岡県町村議會議長会長

齋藤邦雄外一名)(第七一四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二二五号)

昭和二十七年年度の地方財政平衡交

付金の単位費用の特例に関する法律

案(内閣提出第二二六号)

〇青柳委員長 これより会議を開きま

す。

去る十三日本委員会に付託されまし

た地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案及び昭和二十七年年度の地

方財政平衡交付金の単位費用の特例に

関する法律案の両案を一括して議題と

いたします。まず政府よりそれ〴〵そ

の提案理由の説明を聴取いたします。

本多國務大臣。

地方財政平衡交付金法の一部を改

正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改

正する法律

地方財政平衡交付金法(昭和二十

五年法律第二百一十一号)の一部を次

のように改正する。

第十条第一項中「地方団体に對し

て交付する。」を「地方団体に對して、

次項に定めるところにより交付す

る。」に改め、同条第二項を次のよう

に改める。

2 各地方団体に對して交付すべき

普通交付金の額は、当該地方団体の

基準財政需要額が基準財政収入

額をこえる額(以下本項中「財源不

足額」という。)とする。但し、各

地方団体の財源不足額が普通交付金の総額

をこえる場合においては、左の式

により算定した額とする。

財源不足額の算定は、昭和二十五年法律第二

百一十一号)第十二条第一項及び地方

財政平衡交付金法の一部を改正する

法律(昭和二十七年法律第六十六

号)附則第二項の規定にかかわらず、

地方団体の種類ごとに左の表の

経費の種類に掲げる経費及びそ

の測定単位の欄に掲げる測定単位に

ついて、それぞれその単位費用の欄

に定めるものとする。

5 普通交付金の総額が、第二項本

文の規定により算定した各地方団

体に對して交付すべき普通交付金

の額の合算額をこえる場合におい

ては当該超過額は当該年度の特別

交付金の総額に算入し、同項但書

の規定により算定した各地方団

体に對して交付すべき普通交付金

の額の合算額をこえる場合におい

ては当該超過額は当該年度の特別

交付金の総額に算入し、同項但書

の規定により算定した各地方団

体に對して交付すべき普通交付金

の額の合算額に満たない場合にお

いては当該不足額は当該年度の特別

交付金の総額の一部をもつて充て

るものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十七年年度の地方財政平

衡交付金から適用する。

昭和二十七年年度の地方財政平

衡交付金の単位費用の特例に関する

法律案

昭和二十七年年度の地方財政平

衡交付金の単位費用の特例に関

する法律

昭和二十七年年度分限り、地方財

政平衡交付金のうち普通交付金の算

定に用いる単位費用は、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二

百一十一号)第十二条第一項及び地方

財政平衡交付金法の一部を改正する

法律(昭和二十七年法律第六十六

号)附則第二項の規定にかかわら

ず、地方団体の種類ごとに左の表の

経費の種類に掲げる経費及びそ

の測定単位の欄に掲げる測定単位に

ついて、それぞれその単位費用の欄

に定めるものとする。

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 三六〇
	1 道橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 二二〇
	2 河川費	河川の延長	メートルにつき 一九五
	3 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	とんにつき 六〇
	4 その他の土木費	人口	一人につき 一四七
	二 教育費	面積	一平方キロメートルにつき 四、九五〇
	1 小学校費	児童数	一人につき 二、三四〇
	2 中学校費	学級数	一学級につき 一〇、一七〇
	3 高等学校費	学級数	一学級につき 三〇、二二〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 二、六五〇
	三 厚生労働費	人口	一人につき 七、八八〇
	1 社会福祉費	人口	一人につき 五、五五〇
	2 衛生費	人口	一人につき 二、二七〇
	3 労働費	被生活保護者数	一人につき 二、九一〇
市町村	四 産業経済費	人口	一人につき 五、六六〇
	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 二、九四〇
	2 林野行政費	農業者数	一人につき 九四〇
	3 水産行政費	民有林野の面積	一町歩につき 五、六六〇
	4 商工行政費	水産業の従業者数	一人につき 五、六六〇
	5 戦災復興費	商工業の従業者数	一人につき 五、六六〇
	六 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 三〇〇
	七 徴税費	道府県税の税額	千円につき 三〇
	二 警察消防費	人口	一人につき 二、七〇〇
	1 警察費	人口	一人につき 二、七〇〇
	2 消防費	人口	一人につき 二、七〇〇
	三 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 四、九五〇
	1 道橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 二二〇
	2 河川費	河川の延長	メートルにつき 一九五
3 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	とんにつき 六〇	
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 一、六七〇	
5 その他の土木費	面積	一平方キロメートルにつき 四、九五〇	
三 教育費	児童数	一人につき 二、三四〇	
1 小学校費	学級数	一学級につき 一〇、一七〇	
2 中学校費	学級数	一学級につき 三〇、二二〇	
3 高等学校費	学級数	一学級につき 三〇、二二〇	
4 その他の教育費	生徒数	一人につき 二、六五〇	
四 厚生労働費	人口	一人につき 七、八八〇	
1 社会福祉費	人口	一人につき 五、五五〇	
2 衛生費	人口	一人につき 二、二七〇	
3 労働費	被生活保護者数	一人につき 二、九一〇	
4 産業経済費	人口	一人につき 五、六六〇	
1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 二、九四〇	
2 林野行政費	農業者数	一人につき 九四〇	
3 水産行政費	民有林野の面積	一町歩につき 五、六六〇	
4 商工行政費	水産業の従業者数	一人につき 五、六六〇	
5 戦災復興費	商工業の従業者数	一人につき 五、六六〇	
六 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき 三〇〇	
七 徴税費	市町村税の税額	千円につき 三〇	

2 戸籍住民登録費
3 その他の諸費

本籍人口
世帯数
一人につき
一世帯につき
一人につき

二六二
三三二
三六六

八 公 債 費

災害復旧事業費及び
防空関係事業費及び
元利償還金
元利償還金
元利償還金

一円につき

三

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分の地方財政平衡交付金について適用する。

○本多國務大臣 たいま提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政平衡交付金制度の運営は、不斷の研究と改善によりまして着々地方団体の財源均衡化と地方行政の水準の向上にその実をあげていっているものでありまして、さきに基準財政需要額の算定に用います単位費用を地方財政平衡交付金法に規定いたしますとともに、近い将来におきましては測定単位の数値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法も法定いたしたいと考えております。これらはいずれも十分な研究調査を続けまして結論を得た上で逐次法定いたすべきものであることは申し上げるまでもありませんが、さしあたり本年度分の単位費用改正を機会に、各地方団体の基準財政需要額が基準財源収入額を越える額、すなわち、財源不足額の総額が普通交付金の総額を越える場合の措置について改善を加えたいのであります。すなわち、現在普通交付金の総額は各地方団体の財源不足額に按分して算定いたしておりますが、その結果は税収入が少いため財源不足額の多い地方団体がかえって多く減額交付されるということとなり、地方財政

平衡交付金制度の本旨とする均衡化の精神にもとることとなつているのであります。そこでこの財源不足額の全国の合算額が普通交付金の総額を越える場合におきましては、当該超過額だけを一律に各地方団体の基準財政需要額から減額し、これから基準財政収入額を控除した額をもつて当該地方団体に對し交付すべき普通交付金の額とすることに改正いたしたいのであります。これが、この法律案を提出する理由であります。

次にその内容の概要について御説明申し上げます。

現在の普通交付金の算定方法は、先ほど申し上げました通り、基準財政需要額が基準財政収入額を越える額すなわち、財源不足額に普通交付金の総額を按分して算定しておりますため、按分の結果、減じます額は、財源として確保せられるべき基準財政需要額の多寡に比例するものではなく、税収入が少いため財源不足額が基準財政需要額に比して比較的多数となる団体がかえつて多く減額されるという結果になつているのであります。もとより各地方団体について算定された財源不足額の総額が普通交付金の総額に合致するのであれば、何ら不合理は生じないのであります。予算に計上すべき地方財政平衡交付金の額を決定いたしました時期が、各地方団体に交付すべき交付金の額を決定いたしました時期よりも早い等の関係もあり、若干の差を生じますことは毎年の例となつております。

て、按分率は大体九十七、八%を往來しております。

このような現状にありますものと、また、各地方団体に財源として保障せられるべき額は、基準財政需要額として算定せられた額であり、この額を保障すべき財源として基準財政収入額として算定せられた地方税も地方財政平衡交付金と同等のものとなるべきであります。普通交付金の総額が各地方団体について算定せられた財源不足額の総額に満たないときはその不足額は、各地方団体の財源不足額のみならず、各地方団体の財源不足額と見るべき基準財政需要額を比例的に圧縮すべきであると考えるのであります。この圧縮せられた基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額をもつて、その団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額とすれば、各地方団体の財源不足額は基準財政収入額と地方財政平衡交付金とをもつて、それらの地方団体に比例して保障せられるべき財源相当額に比して保障せられることとなり、地方財政平衡交付金制度の本旨といたします均衡化の精神にも合致することとなるのであります。

この趣旨をもちまして各地方団体に

ついて算定せられました財源不足額の合算額が普通交付金の総額を越える場合は、当該超過額を各地方団体の基準財政需要額に按分いたしまして、この

按分いたしました額を当該地方団体の財源不足額から控除した額をもつて、

その地方団体に交付すべき普通交付金の額にいたしたのであります。

しかしながら、基準財政需要額が基準財政収入額を越える地方団体でありまして、基準財政需要額に比して基準財政収入額が大きな割合を占めてい

る地方団体ににおきましては、基準財政需要額から減額される額が、財源不足額よりかえつて多額となり、その結果普通交付金が交付されないという事例も若干生じますことはやむを得ないところと考えております。

従いまして、交付金総額の九二%と法定せられました普通交付金の総額が、各地方団体の算定額を越える場合は、当該超過額は当該年度の特別交付金の総額に算入することとする反面、法定せられました普通交付金の総額が各地方団体の算定額に不足する場合は、当該不足額は、当該不足額は特別交付金の総額の一部をもつてこれに充てることとして所要の規定を設けたいのであります。

以上が内容の概要であります。本改正は、別途提出しております法律案に規定せられました単位費用により国の補正予算の成立をまつて行われる予定の本年度分の地方財政平衡交付金の額の算定から適用いたしたい所存であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されんことをお願いいたします次第であります。

次にたいま提出いたしました昭和二十七年分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

各地方団体に對して交付すべき昭和二十七年分の地方財政平衡交付金の額の算定に用います単位費用につきましては、すでに地方財政平衡交付金法に規定せられているところであります。これを先行して先般仮算定を行つたのであります。たいま御審議を願つております国の補正予算との関連におきまして、本年十一月から予定されております国家公務員の給与改訂に準ずる地方公務員の給与改訂に要する経費、本年十一月から発足いたしました市町村教育委員会の設置に要する経費等を基準財政需要額に算入するため単位費用を増額する必要があるものであります。

補正予算に計上されております地方財政平衡交付金の増額二百億円が決定いたしましたあかつきは、この増額された単位費用を用ひまして本年度分の地方財政平衡交付金の算定を行うよういたしたいのであります。しかし、本年度以降の地方財政平衡交付金に用ひる単位費用の改正につきましては、実施を予定されております義務教育費国庫負担制度、児童保護措置費国庫負担制度等との関係があり、来年度の国の予算の見通しを得てからにいた方が適當の考えられますので、さしあたりは、昭和二十七年分の地方財政平

衡交付金に用いる単位費用を改正するにとどめたいのであります。従つて、昭和二十七年年度の単位費用の改正は、地方財政平衡交付金法の一部を改正する方法によらないで、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する単独法を設けることとした次第であります。これが、この法律案を提出した理由であります。

次に内容の概要について御説明申し上げます。

各地方団体に交付いたします地方財政平衡交付金は、その総額の九二%を普通交付金、八%を特別交付金としたしております。普通交付金は、土木費、教育費等の各行政項目について定められた所要経費の測定単位ごとの単位費用に当該測定単位の数値を乗じて算定された財政需要額の合算額たる基準財政需要額が税目ごとの収入見込額の合算額たる基準財政収入額を越える額について交付することとし、特別交付金は、基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、または財政収入の減少があること、その他特別の事情があることにより、基準財政需要額の算定過大または基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に對して、当該事情を考慮して交付することとしておりますことは御承知の通りであります。この基準財政需要額の算定に用います各行政項目の測

定単位ごとの単位費用は、行政項目ごとに標準的な条件を備えた団体または施設を想定し、これらの団体または施設に配置せらるべき職員の数、備えらるべき器具の種類等から算出された当該行政項目について必要な経費のうち、地方税または地方財政平衡交付金でまかなわれるべき額を当該団体または施設の経費測定の単位と定められたものの数値で除して決定されたものであります。給与改訂が行われます場合には、これらの団体または施設に配置されるものとされた職員の給与に要する経費は増加いたしますので、これらの団体または施設において当該行政項目について必要な経費を測定単位の数値で除して定められる単位費用はそれだけ増加するわけであり、単位費用の基礎をなしている給与費につきましても、国家公務員について行われようとしている給与改訂の例に準じ、給与改訂が行われるものとして単位費用の改訂を行いました結果、単位費用のほとんど全部を改正することになったのであります。しかしながら、道府県分、市町村分とも橋梁費、港湾費、社会福祉費のうち被生活保護者数を測定単位とするもの、戦災復興費及び公債費のそれらの単位費用は、国家公務員の給与改訂の結果直ちに経費の増加を来すものではありませんので現行の額をそのまま置くといたしております。

また、本年十一月から設置されました市町村教育委員会に要する経費につきましても、市町村分の「その他の教育費に、また、これが十月に行われまし

し上げました単位費用決定の例に準じ算入いたすこととしたのであります。なお、今回改正しようとしております単位費用によつて算定いたしますに、地方財政平衡交付金の交付を受けております地方団体の基準財政需要額の全国増加見込額は、道府県分にあつては百二十一億四千万円、市町村分にあつては六十三億三千二百万円、合計百八十四億四千万円の見込みであります。しかし、普通交付金の増加額は今回予定されております地方財政平衡交付金の増加額二百億円の九二%に当る百八十四億四千万円であり、給与改訂等に伴うこれらの基準財政需要額の増加額は、今回増額されようとしております地方財政平衡交付金の額をもつて充足できるものと考へてゐるのであります。

なお、住民登録法の施行に伴い、これが所要経費を基準財政需要額に算入するため、さきに地方財政平衡交付金の法の一部を改正する法律案を提出いたしましたのでありますが、これが関係部分もこの法律案に繰り込むこととしたしました結果、不要となりましたので、さきに提出した法律案は撤回することとした次第であります。

幸いに本法律案成立の上は、可及的すみやかに各地方団体につきまして地方財政平衡交付金の額の算定を行い、来年一月中には決定し、地方団体の財政運営に支障のないよういたしたい所存でありますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されんことをお願いいたす次第であります。

○青柳委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。
午後二時九分散会